

近江八幡市立図書館移動図書館車の運行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、図書館へ来館することが困難な市民等の利便性の向上を図り、もって市民の快適で安全・安心な読書環境を確保するため、近江八幡市立図書館の移動図書館車の運行に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「移動図書館車」とは、近江八幡市立図書館において、近江八幡市立図書館条例（平成22年近江八幡市条例第116号）第3条第2号、第3号及び第5号の業務を市域全体に展開するために運行する車両をいう。

(車両管理)

第3条 移動図書館車の管理は、近江八幡市公用車管理規則（平成22年近江八幡市規則第5号。以下「管理規則」という。）に基づき行うものとする。

2 管理規則第3条第1項に規定する車両管理者は、近江八幡市立近江八幡図書館長（以下「図書館長」という。）をもって充てる。

(巡回ステーション)

第4条 図書館の市域全域へのサービス拡充の一環として移動図書館車を活用するため、市内に移動図書館車が巡回するステーション（以下「巡回ステーション」という。）を設置する。

2 巡回ステーションの場所、巡回する順番、日時、停車時間等については、図書館長が次に掲げる要件に基づき、近江八幡市立図書館協議会の意見を聴いて決定する。

(1) 移動図書館車の通行が容易で、かつ、周辺の道路事情が良好であること。

(2) 移動図書館車の一定時間の駐車が可能で、かつ、利用者の安全が確保され、有効な業務が実施できること。

(3) 公有地に設置する場合は、所轄官公庁の許可が得られること。

(4) 民有地に設置する場合は、当該地の所有者の承諾が得られ、かつ、周辺住民の協力が得られること。

(5) 一定以上の利用者が見込まれ、継続的に図書館資料の貸出等の利用効果が期待できること。ただし、イベント等での一時的なステーションの設置の場合は、この限りでない。

(6) 前各号に定めるもののほか、教育長が特に必要があると認めた場合であること。

3 図書館長は、前項の要件を満たす場合であっても、移動図書館車の運営に支障があると認めたときは、巡回ステーションを設置しないことができる。

4 図書館長は、第2項各号の要件を欠くに至ったときは、巡回ステーションの場所等を変更し、又は廃止するものとする。

(図書館サービス)

第5条 移動図書館車における図書館の各種サービスについては、近江八幡市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成22年近江八幡市教育委員会則第24号）に定めるところによる。

(運行の中止等)

第6条 移動図書館車の運行は、次の各号のいずれかに該当した場合は、臨時に中止するものとする。

(1) 暴風警報が発表されたとき。

(2) 大雨、暴風、暴風雪及び大雪を要因とする特別警報が発表されたとき。

(3) 移動図書館車の故障、事故その他の事由により運行が困難なとき。

2 前項に定めるもののほか、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により生じる被害、原子力災害、未知の感染症の拡大、大規模事故災害等の発生が予想される場合又は発生した場合の移動図書館車の運行の中止は、その都度教育委員会で協議し、決定するものとする。

(運行の再開)

第7条 前条の規定により、移動図書館車の運行を中止した場合において、同条に規定する事項が解除されたときは、運行の準備が整い次第、運行を再開するものとする。ただし、災害の発生その他の事由により運行の再開が困難であると図書館長が認めるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、移動図書館車の運行に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。